

「高額療養費支給申請」手続きの 簡素化(特例手続)を開始します！

- ◆福島市国民健康保険高額療養費の支給申請手続きの簡素化を、**令和6年12月以降診療分かつ特例手続用申請書を提出した月以降**の医療費から開始します。
- ◆初回に特例手続による申請を行うと、次回以降はご指定の口座へ**自動的にお振り込み**します。
- ◆**令和6年11月診療分までは簡素化の対象となりません。**従来どおり月ごとの申請・領収書の提出が必要です。

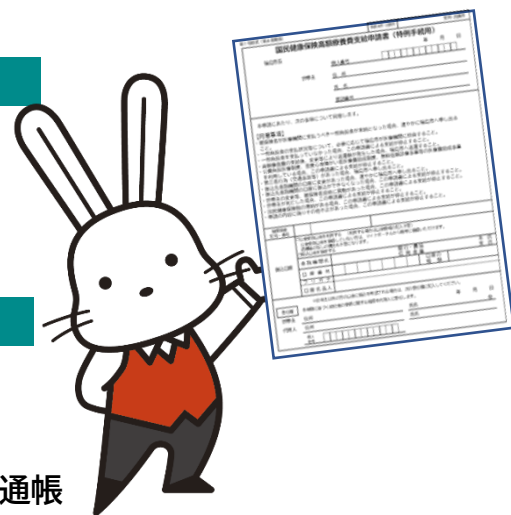
●簡素化対象要件

- ・世帯主に国民健康保険税の滞納がないこと
- ・医療機関等に支払うべき一部負担金に未納がないこと

※初回の申請時に下記の事項に同意していただく必要があります。

●申請方法

- ①申請者：福島市国民健康保険に加入している世帯の世帯主
- ②持参するもの：世帯主のマイナンバーカードまたは
国民健康保険被保険者証(資格確認書)、世帯主の通帳
- ③申請場所：福島市役所国保年金課または各支所・茂庭出張所
- ④提出いただくもの：『福島市国民健康保険高額療養費支給申請書(特例手続用)』



【同意事項】

- ・被保険者が医療機関に支払うべき一部負担金が未納となった場合、速やかに福島市へ申し出ること
- ・一部負担金の支払状況等について、必要に応じて福島市が医療機関に照会すること
- ・一部負担金を支払っていなかった場合、特例申請による支給が停止すること
- ・高額療養費の支給後、変更等により返還額が発生した場合、福島市へ返還すること
- ・公費負担医療制度、重度心身障がい者医療費助成制度、無料低額診療事業等の医療費助成事業を利用している場合、特例申請による支給が停止すること
- ・第三者行為(交通事故等)があった場合、福島市へ申し出ること
- ・振込先金融機関の口座に変更があった場合、速やかに福島市へ申し出ること
- ・振込先金融機関の口座に振り込みができなくなった場合、特例申請による支給が停止すること
- ・世帯主の変更等、被保険者資格に異動があった場合、特例申請による支給が停止すること
- ・世帯主が死亡した場合、特例申請による支給が停止すること
- ・国民健康保険税の滞納がある場合、特例申請による支給が停止すること
- ・特例申請の内容に偽りその他不正があった場合、特例申請による支給が停止すること

《裏面もご覧ください》

●問い合わせ先

福島市役所 国保年金課総務給付係 TEL024-525-3773(直通)

高額療養費 簡素化(特例手続)Q&A

Q-1:簡素化(特例手続)はいつから対象となりますか。

A-1:高額療養費支給申請書(特例手続用)を提出することにより、提出した月以降の医療費から対象となります。提出した月より前の診療分は、これまでどおり、月ごとの領収書を添えて支給申請書の提出が必要となります。

Q-2:診療月からどのくらいの期間で支給になりますか。

A-2:通常は診療月から約4ヶ月後に振り込みになります。ただし、診療内容の審査等のため、4ヶ月以上経過する場合があります。支給が決定した場合は、本市より「支給決定通知書(はがき)」を送付しますので、ご確認ください。

Q-3:一度登録した振込口座を変更することは可能ですか。

A-3:改めて高額療養費支給申請書(特例手続用)を提出することにより、変更が可能です。また、振込先を公金受取口座に指定された方についても、公金受取口座の情報を変更した場合、改めて申請が必要になります。

Q-4:世帯主以外の振込口座を指定することはできますか。

A-4:申請書の委任欄で世帯主の委任の意思が確認できれば、代理人の口座を指定することが可能です。

Q-5:後期高齢者医療制度に該当した場合、特例手続は継続しますか。

A-5:75歳到達等で後期高齢者医療制度に移行すると国民健康保険は資格喪失となります。改めて後期高齢者医療制度での高額療養費支給申請書の提出が必要となります。

Q-6:所得の申告をしていない場合、高額療養費の支給に影響がありますか。

A-6:収入がなかった等の理由で所得の申告がない場合、上位所得者として取り扱われ、支給額が少なくなる恐れがあります。忘れずに所得の申告をお願いします。

Q-7:「高額療養費支給決定通知書(はがき)」には、対象となった医療機関ごとの明細は記載されますか。

A-7:振込時に送付される支給決定通知書は、該当した診療月の支給金額をお知らせするものです。対象医療機関ごとの明細は記載されませんので、医療費のお知らせや領収書でご確認ください。

Q-8:「高額療養費支給申請書(特例手続用)」を提出した後、自分が簡素化の対象になったのかどうか(または解除となっていないか)を確認したいです。

A-8:簡素化の対象の方には「高額療養費支給決定通知書(はがき)」を、対象外の方には「高額療養費支給申請について(お知らせ)」を送付しますので、そちらをご確認ください。

●問い合わせ先

福島市役所 国保年金課総務給付係 TEL024-525-3773(直通)